

様式第 8 号

意見書・再意見書

吹田市長宛

2 年 2 月 / / 日

住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手續等に関する条例第 17 条 第 1 項 第 3 項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |   |       |             |
|---------|---|-------|-------------|
| 開発事業の名称 | 吹田市原町 2丁目 工事  |       |             |
| 事業区域の位置 | 吹田市原町 2丁目   |       |             |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )               |       |             |
| 意見の内容   | <p>①自宅前、車、通行に反対します。</p> <p>&lt;理由&gt;・現在、戸建購入の大きな理由は、当時子供も小さく車の出入りが無かった事です。</p> <p>・この辺りは、ライオンマンション併せて児童が多く、危険です。</p> |       |             |
| ※受付年月日  | R1 年 2 月 19 日   | ※受付番号 | 第 号 01-1-16 |
| ※備考     |   |       | ※受付印        |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

| No | 回答の内容  |
|----|--|
| 1  | <p>現在計画しております新設の道路は宅地造成工事完了後、吹田市へ帰属いたします。ですので、事業主の都合で交通の制限等は出来かねます。しかし当計画側でとれる安全対策は考えてまいりたいと思います。また今後、頂いたご意見をふまえて吹田市の関係各課と協議し、通行規制等安全に配慮した計画となるよう努めてまいりたいと考えております。</p> |

意見書・再意見書

2020年2月10日

吹田市長様

様

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 第1項 第3項 とおり 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |   |       |                             |
|---------|---|-------|-----------------------------|
| 開発事業の名称 | 吹田中原町計画   |       |                             |
| 事業区域の位置 | 吹田市原町2丁目52  |       |                             |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |       |                             |
| 意見の内容   | <p>市道原町96号線に通じる道路を計画し、このこと。ここに道を通じ、名神沿いの一方通行の一般の車は通り抜けに使用。朝は急な車スピードを出して、通り抜けるため、通学路にも危険。現状、隣のウイオスマンションも、以前、開放した時、通り抜ける車の朝晩、遅い車は、通行し、山も、お子さんもマンション敷地を危険。歩行時の車速もあり、車の通行を禁止した経緯があります。今度、計画される住宅の中も、同じ車が行くと予想されます。朝、夕、何れかの数の小学生か、中学生は通学路とし、市道原町96号線と利用したい。道幅も車は、対行する幅は、広いが、通り抜ける車は、あつたりと、車速に注意は、目に見え、確認は、新しい住宅の直には、便利とは思いますが、人、自転車、バイクの通行も、車は、通り抜けは、配慮は、お願いいたします。</p> |       |                             |
| ※受付年月日  | A1年12月19日   | ※受付番号 | 第 号 01-L-16                 |
| ※備考     |   |       | <p>受付<br/>22.13<br/>第 号</p> |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

| No | 回答の内容  |
|----|--|
| 2  | <p>現在計画しております新設の道路は宅地造成工事完了後、吹田市へ帰属いたします。ですので、事業主の都合で交通の制限等は出来かねます。しかし当計画側でとれる安全対策は考えてまいりたいと思います。また今後、頂いたご意見をふまえて吹田市の関係各課と協議し、通行規制等安全に配慮した計画となるよう努めてまいりたいと考えております。</p> |

意見書・再意見書

3  
2020年 2月 2日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあつては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の  
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。  
見解書に対する再意見書

|         |   |       |                         |
|---------|---|-------|-------------------------|
| 開発事業の名称 | ウイレク  |       |                         |
| 事業区域の位置 | 吹田市 原町2丁目 5-2   |       |                         |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |       |                         |
| 意見の内容   | <p>① 最終に軟弱な地盤と水脈の悪化により、家の家が連<br/>つ事に厚を疑います。併せて許可されたのか疑問です。<br/>② 造成の時コンクリートのハツリ粉砕の振動が家がゆれて<br/>台所カテゴリーが持ち上がる等とでは、物瞬間美社に<br/>③ 家の上で確認するから、よく止めてもらいました。<br/>④ 初め一部が残っている所をどう対処するかの心配です。<br/>⑤ 物後境界線のフロンツカ割れフェンスが、壁に10キ、入る音が<br/>し、その後写真を取ると無意味です。引付知れ(おたりの)<br/>証拠はあつたらしく、<br/>⑥ 2月始 盤土の中に溝を掘り、中に水を入れた利にけ、場が下の<br/>一部が破壊して、水が陥没している状況の中に、溝の奥に流して<br/>行き来した。その水はほとんど入らなかつたのかどうか?</p> |       |                         |
| ※受付年月日  | R1 年12月19日  | ※受付番号 | 第 号<br>01-4-16          |
| ※備考     |   |       | ※受付印<br>23-2<br>01-4-16 |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

振動計は家の近くに設置して下  
軟弱な土地の為振動計は  
平均で使えない。

境界線の側溝を新しく直に  
する。割れたり透き間隙を  
けて水が浸透して来ないように



| No | 回答の内容   |
|----|---|
| 3  | <p>1.必要に応じて地盤改良等を施し安全に利用できるよう、現在協議・設計を進めています。</p> <p>2.工事中の振動に関しては、適正な重機の選定、低騒音型を使用する等して、配慮させていただきます。</p> <p>3.一部とは既存コンクリート擁壁の事だと思いますが、既存コンクリート擁壁は、一度解体撤去し、新しくコンクリート擁壁を作る計画となっております。</p> <p>4.駐車場整備工事を起因とする不具合が生じたことが明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。</p> <p>5.穴の中へ入っていった雨水は浸透し、地中を地下水として流れていったものと推測されます。</p> <p>6.振動、騒音計に関しては接している民家が多い南側で測定できる方法、機材を選定中です。設置場所に関しては、自治会と協議の上、決定いたします。</p> <p>7.既存側溝に関しては、状況を確認の上、対応させていただきます。</p> |

意見書・再意見書

吹田市長宛

2020年 12月 2日

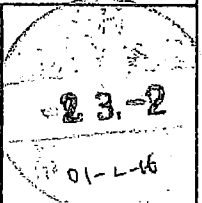
住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあつては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の  
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。  
見解書に対する再意見書

|               |   |       |   |
|---------------|---|-------|---|
| 開 発 事 業 の 名 称 | 吹田市原町計画   |       |   |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市   |       |   |
| 予 定 建 築 物     | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |       |   |
| 意 見 の 内 容     | <p>・造成基礎工事計画書に<br/>生活排水・雨水の排水計画を明記して下さい。</p> <p>・境界の水路の補修を。</p> <p>・振動・騒音の測定位置を8、9、10、12号地側に<br/>して住民にわかりやすい方法を考へて下さい。</p> <p>・振動による弊害の為に家の写真を取りました。<br/>その為の保障は今後の工事が終了後でしょうか？</p> |       |   |
| ※受付年月日        | R1 年12月 19日   | ※受付番号 | 第 号<br>01-L-16  |
| ※備 考          |   |       | ※受付印<br> |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。



| No | 回答の内容  |
|----|--|
| 4  | <p>1.現在、排水計画図を作成中です。</p> <p>2.既存側溝に関しては、状況を確認の上、対応させていただきます。</p> <p>3. 振動、騒音計に関しては接している民家が多い南側で測定できる方法、機材を選定中です。設置場所に関しては、自治会と協議の上、決定いたします。</p> <p>4.駐車場整備工事を起因とする不具合が生じたことが明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。</p> |

意見書・再意見書

令和2年3月2日

吹田市長宛

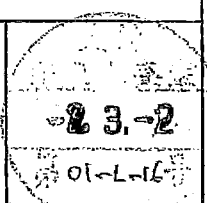
住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |   |  |     |      |   |
|---------|---|--|-----|------|---|
| 開発事業の名称 |   |  |     |      |   |
| 事業区域の位置 |   | 吹田市原町2丁目   |     |      |   |
| 予定建築物   |   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |     |      |   |
| 意見の内容   | <p>現在有るコンクリートの壁は壊れて、<br/>         頂けるんでしょうね！<br/>         振動のたびに下に有る外壁がくずれて<br/>         いるので修理をお願いします。<br/>         又揺度5から11ゆれると思うと<br/>         すごく心配の毎日です。</p> |  |     |      |   |
| ※受付年月日  | R1年12月19日   | ※受付番号  | 第 号 | ※受付印 |  |
| ※備考     |   |  |     |      |   |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

| No | 回答の内容  |
|----|--|
| 5  | <p>1.既存コンクリート擁壁は、一度解体撤去し、新しくコンクリート擁壁を作る計画となっております。</p> <p>2.駐車場整備工事を起因とする不具合が生じたことが明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。</p> <p>3.宅地造成工事中の振動については、重機の適正配置、低騒音型を使用する等して、配慮させていただきます。</p> |

意見書・再意見書

令和 2 年 3 月 号 日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあつては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手續等に関する条例第 17 条 第 1 項 第 3 項 の規定により、次の  
とおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|               |  |       |     |      |  |
|---------------|--|-------|-----|------|--|
| 開 発 事 業 の 名 称 | (仮称)吹田市原町計画  |       |     |      |  |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市原町 2-52   |       |     |      |  |
| 予 定 建 築 物     | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |       |     |      |  |
| 意 見 の 内 容     | 1. 民家に隣接する作業の騒音は防音シートで防ぐこと。<br>2. 〃 の での振動作業は振動の小さい機械で行うこと。                                  |       |     |      |  |
| ※受付年月日        | R1 年 12 月 19 日   | ※受付番号 | 第 号 | ※受付印 |  |
| ※備 考          |  |       |     |      |  |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

| No | 回答の内容   |
|----|---|
| 6  | <p>1.民家に接する面には可能な限り防音シートを設置し、騒音に配慮致します。</p> <p>2. 宅地造成工事中の振動については、重機の適正配置、低騒音型を使用する等して、配慮させていただきます。</p> |

意見書・再意見書

2020年3月29日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |   |       |                |          |
|---------|---|-------|----------------|----------|
| 開発事業の名称 | 吹田市原町計画   |       |                |          |
| 事業区域の位置 | 吹田市原町2丁目2777-1  |       |                |          |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |       |                |          |
| 意見の内容   | <p>2/22 虹ます自治会住民説明会に 出席できなかったので、出席した時に聞きたかった事を、後日担当者様あて電話の上、FAXを送りました。回答をまだもらっていません。</p> <p>盛り土の上に住宅を建てれば、高い建物になると思います。</p> <p>現住宅地との高低差を緩和 擁壁を作らない方法を要望します。</p> <p>高い建物がたつた場合、風の流れ 電波の状態を教えてください。</p> <p>前回、重機の振動等がひどかったのですが、今回も同じと聞きました。</p> <p>1日中 その振動と音の中 生活する者の身になって頂きたい。</p> <p>可否 何なりと FAX に対して回答お願い致します。</p> <p>誠意が無さすぎのように思います。</p> |       |                |          |
| ※受付年月日  | R1年2月19日  | ※受付番号 | 第 号<br>01-L-16 | ※受付印<br> |
| ※備考     |   |       |                |          |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

2/27 13:18

株式会社 ウイル  
イーアクシスプロデュース株式会社 御中

お伺いいたします。

騒音 振動等で細心の注意を払うと書いてありますが、すごい音でしょ

- 1) 騒音の為、窓は開けられません。砂ぼこりもあるでしょ。  
期間が長いので、エアコン、空気清浄機等電気代が増えます。  
払って欲しいです。(他地区でマンション建設の際、工事が終わるまで全額電気代負担した業者もいます)
- 2) 工事が終わったら、雨戸ベランダ 砂ぼこりを洗い流して欲しい。
- 3) 振動に関しまして、以前も2回ほど息子が気分が悪くなり、薬を飲んでもなおらず半日寝込みました。その日は仕事の納品はなくて助かったのですが、もし納品日にあたっていて納品できなければ、二度と注文が入らなくなる小さな会社です。  
その時の対処は、していただけますか？  
私も難聴で、夜急にめまいと吐き気が起こりました。  
耳鼻科で説明しても、ストレスを無くして下さいとしか言われません。
- 4) 電波障害ですが、今よりも電波が悪くなるのは困ります。  
ネットで仕事のやり取りもありますので、途中で繋がりにくいのも、相手様に迷惑をお掛けする事になり、仕事もスムーズに進みません。  
電波障害にならない方法で進めて下さい。
- 5) 御社の工事によって、地盤が緩んで家が傾くって事もありますよね。  
何年か先にでますよね。工事が終わってから何年の補償を付けてくれますか？

1) から 5) まで 回答をお願い致します。

| No | 回答の内容  |
|----|--|
| 7  | <p>本来であれば、FAX を頂いてすぐに対応させていただかなければいけない中、お返事が遅くなってしまい誠に申し訳ございません。</p> <p>今後はこのようなことが無いよう各担当・関係各社との連携強化に努めて参ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今回の計画は周辺の環境を鑑みて、初期の計画と比べて擁壁の高さは低くなっております。いただいたご意見を元に再度検討を重ねましたが、土地の有効利用や費用の面もあり、現状の計画で進めていくこととなりました。</li> <li>2. 低層戸建住宅の建築を予定しております。風の影響、及び電波の影響は今現在では分かりかねます。</li> <li>3. 宅地造成工事中の振動については、重機の適正配置、低騒音型を使用する等して、配慮させていただきます。</li> </ol> <p>～別紙～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気代の負担は、致しかねます。ご了承ください。</li> <li>2. 宅地造成工事を起因とする不具合が生じたことが明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。</li> <li>3. 駐車場整備、及び宅地造成工事と会社への損害、身体への影響等の因果関係が明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。</li> <li>4. かしこまりました。</li> <li>5. 宅地造成工事終了後、本工事を起因とする不具合が生じたことが明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。しかし、補償をつけることは致しかねます。ご了承ください。</li> </ol> |



様式第8号

意見書・再意見書

2020年 5月 7日

吹田市長宛 様

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。  
見解書に対する再意見書

|         |   |           |                   |
|---------|---|-----------|-------------------|
| 開発事業の名称 | 吹田市原町計画   |           |                   |
| 事業区域の位置 | 吹田市 原町 丁目 2777-1  |           |                   |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |           |                   |
| 意見の内容   | <p>3/22、吹田市自治会の住民説明会の議事録に記載がされていない重要案件について（住民説明会に出席してはいるが、未記載部分について指摘させて頂き、説明会で「新住宅地と現住宅地は高低差があり、それを擁壁が立って、それを新しく代替すると言うなら、そもそも高低差をなくす、新住宅地地盤を下げることで環境にも配慮して工事ではないか」と「検討はす」という意見がやり取りが繰り返され、我が家が現住宅地で新築造成の際、地中から大量のゴミ（産業廃棄物）が出てきた。当地付近はもともとゴミの埋め立て地であったと聞きました。しかも、工事が始まる新住宅地が高くなる部分は、ゴミが大量に廃棄されたままにたどり着くと想定されます。その調査で地盤の緩い箇所があると聞いています。そのような地盤で新築を造成すると自己危険ではと不安を感じます。きちんと地盤を掘り下げ、現住宅地との高低差を緩和する工事に改善されると思われず、地震等の災害が不安視されている今、擁壁を新しくするだけでは、擁壁を作らな...造成と強く希望し、お返答とご検討をお願いします。</p> |           |                   |
|         | ※受付年月日  | R1年12月19日 | ※受付番号             |
| ※備考     |   |           | ※受付印 24-3 01-L-76 |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

| No | 回答の内容  |
|----|--|
| 8  | <p>今回の計画は周辺の環境を鑑みて、初期の計画と比べて擁壁の高さは低くなっております。</p> <p>いただいたご意見を元に再度検討を重ねましたが、土地の有効利用や費用の面もあり、現状の計画で進めていくこととなりました。</p> <p>宅地造成工事の内容に関しては行政と協議をしたうえで、地盤の安全面を考慮して地盤改良等を施し、十分に地耐力を得られるように設計、計画しております。</p> <p>ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> |

意見書・再意見書

2020年 4月 3日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の  
とおり **説明報告書に対する意見書** を提出します。  
見解書に対する再意見書

|               |   |       |                         |
|---------------|---|-------|-------------------------|
| 開 発 事 業 の 名 称 | 吹田市原町計画   |       |                         |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市 原町2丁目2777-1(地番)   |       |                         |
| 予 定 建 築 物     | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (宅地造成工事)   |       |                         |
| 意 見 の 内 容     | <p>1.上記の開発工事に関し、事業主(乙:株式会社ウィル)から説明を委任されたと言う<br/>施工業者(丙:イーアクシスプロデュース株式会社)の戸別訪問(2月18日)で文書に基<br/>づき質問を説明し、現場確認で擁壁廃止(軽減)の提案をしたが回答がありません。<br/>(Q1)文書での回答依頼に対し週末に回答するとの弁でしたが何時回答されますか?<br/>(Q2)市提出の説明報告書の別紙1に上記擁壁提案が欠落しているのは何故ですか?<br/>(Q3)また別紙1に記載されている『返答』と『検討』は何時までにされますか?</p> <p>2.虹ます自治会(甲)への丙の住民説明会(2月22日)で、工事計画での拙宅への配慮と<br/>工事実施に際して地域環境(騒音・振動・粉塵等)への影響の最小限化を図る改善を<br/>お願いしたが回答も議事録記載もありません。以下、意見(質問)とその背景です。<br/>(Q4)市提出の説明報告書の議事録は見解の相違や欠落があります。<br/>何故、自治会との議事録相互確認をせずに吹田市役所へ提出するのですか?<br/>相互確認は常識です。これでは議事録ではなく単なる都合のよいメモ書きです。<br/>(Q5)特に環境への配慮を誤解されています。『本工事の計画・実施・完成後の全てに<br/>地域社会との共生を図るべき⇒改善のPDCAを繰返して環境への配慮努力』をお願いし<br/>ましたが理解されてますか?⇒ 環境マネジメントシステム認定取得の有無ではありません。<br/>(Q6)説明会で丙配布の市提出「環境まちづくり方針」の主な実施内容には工事中の<br/>騒音振動粉塵対策が全く記載されておらず工事前に十分説明しただけです。<br/>本意見書の見解提出前に自治会へ最善策を提出していただけますか?〈次葉へ〉</p> |       |                         |
| ※受付年月日        | R1 年12月19日  | ※受付番号 | 第 号<br>01-2-16          |
| ※備 考          |   |       | ※受付印<br>24-3<br>01-2-16 |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

## 【意見の内容(続き)】

3. 施工業者(丙:イーアクセスプロデュース株式会社)の戸別訪問(2月18日)と虹ます自治会(甲)への丙の住民説明会(2月22日)で「工事計画での拙宅への配慮」及び「工事実施に際して地域環境への騒音・振動・粉塵等の被害影響の最小限化」を図る改善を繰り返しお願いした背景と概要です。
- (1) 拙宅の北側には『2階の屋根下くらいの高さの擁壁+折板製のフェンス』があります。
- ① 本開発事業の工事で、
- 『拙宅の北側擁壁を解体し、高さ約2.5mの擁壁を新設する』のと並行して、
  - 『同時に北側の西側に盛り土して北側擁壁を西側へ数メートル延長新設する』
  - 『更に拙宅西側にも盛り土して敷地境界線上に1m超の擁壁を新規構築する』等々で北側に加え西側まで拙宅を擁壁で囲む造成計画図を渡されました。
- ② 本開発事業の造成工事後には『2階建て(or 3階建て)の住宅が新築』されます。擁壁で北側および西側の敷地境界線を取り囲み遮蔽され、更にその上部に戸建て住宅が新築されると、日照・通気・電波障害等の環境被害発生が予想されます。丙からは『住宅建築に関しては不明』との説明です。
- ③ 【再提案】造成地を極力平坦化して拙宅と隣家との境界線に再構築する擁壁を廃止または高さを低くしていただきたい。(特に[ ]、および[ ])
- ∵ 造成計画平面図では既設住居に隣接する地盤の高いエリア[ ]は現状のままで、地盤の低いエリア[ ]を新設道路を含め広範囲に盛り土する事になっています。
- 地形を生かし造成工事をできる限り抑えた土地利用計画とした事業方針との事ですが素人の私が提案する平坦化は土砂の収支面で有利で、且つ、環境配慮にも優れていると思います。そもそも前段工事の駐車場計画時に高低差や段差のある造成をされた事自体が疑問です。
- 次に、図面の上部(北西の名神側)の公道高さは46.69m(合M)に対し、造成地内道路を46.1mで接続し、更に、図面の下部(東側)の公道高さは47.16m~47.61mに対し、造成地内道路を切土して47.25mで接続されています。新設道路は名神側の側道(公道)から北西道路境界→下り→上り→下り→上りして東の道路境界から既設公道に接続されます。
- 造成地の水勾配設計のお考えは不明ですが、極論すれば受け皿状の造成ではと愚考します。
- (Q7) 戸別訪問でも提案しました地盤の高いエリアを切り崩して、盛り土するエリアに充当すれば平坦化できるし、環境にも配慮できると愚考しますが、何故そうしないのですか?
- 新築住居の高さや位置が不明確な現段階ですが、私達家族が終の棲家として将来に亘って居住する上での重大気掛り事項ですし、本計画での実施は重大問題です。
- (Q8) 事業者(乙)は一度も表には出て来られません。工事の近隣住民説明は施工業者(丙)様が一任されたとの事、大規模事業構想の届け出は有限会社創夢建築研究所様です。相互に連携して真摯に改善策を検討してご回答いただけるのでしょうか?
- (Q9) 議事録等の事前合意なき説明報告書への意見書の提出です。見解書を提出される前に、相互理解すべく再度説明と意見交換の場を設定いただけないでしょうか?
- (Q10) 条例を形式的に順守した最大2回の意見書提出に終わらせないでください。相互理解に努め地域社会との共生を図る為に、どの様な対応が最善とお考えになられますか?
- 以上を関係各社様にご理解いただき、且つ、吹田市役所関係各部署様のご高配を賜り、自治会共々、本工事計画の改善をお願いする次第です。
- ⇒『好いた すまいる条例』が吹田市民のスマイルに繋がる事を切に祈念します。
- (2) なお昨年、本計画工事エリアで乙・丙が駐車場工事と称して施工した造成工事では、工事開始直後からの激しい騒音・振動で自宅に居る事ができず、別場所へ避難・外泊した事を丙に伝えたが、誰からも謝罪の言葉すらありませんでした。
4. 施工業者(丙)へ、戸別訪問で手渡し、改訂版を住民説明会でも手渡した文書を次葉に添付します。

事業主 株式会社 ウィル 御中

作成: 2020年2月18日  
Rev.1: 2020年2月18日

施工業者 イーアクシスプロデュース株式会社 御中

## 『吹田市原町2丁目計画』工事に関する質問と提案

首題の件に関する『造成工事のお知らせ／令和2年2月1日』を受取りました。  
添付されていましたが『造成計画』等の資料から疑問や不安を解消させていただくために、現時点で気掛かりな事を質問させていただきます。  
将来にも関係する気掛かり事項である事をご理解いただき、書面および書面に基づく内容説明をお願いします。

### (1) 拙宅と接する擁壁に関して

- ① 地震等の災害での損壊・倒壊への防止対策をどの様に設計し講じられますか？  
吹田市のハザードマップでは震度6強の地震が想定されています。
- ② もし擁壁や今後建築される土地・建物が拙宅へ倒壊した場合、誰がどの様に被害対応・保証するのですか？  
将来に亘る責任の所在と補償(条件があれば条件も)を明確にしてください。

### (2) 擁壁上の折板フェンスに関して

- ① 造成工事および住宅建設時には撤去されますか？ それとも現状のまま残しますか？  
現状、擁壁上の折板フェンスは強風でバタバタしている様な異音が発生しています。
- ② 撤去される場合、新築される建物等から拙宅への覗き等によるプライバシー保護は、誰がどの様に対応するのですか？
- ③ 現状のまま残す場合、騒音・破損防等(将来にわたって)、誰がどの様に対応するのですか？

### (3) 拙宅と隣接する事になる宅地に関して: [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

- ① 前述のプライバシー保護対策および近隣騒音対策は？
- ② [REDACTED]からの雨水等の流出防止対策は？
- ③ [REDACTED]の宅地からの落下物防止対策は？
- ④ [REDACTED]は宅地形状の関係で既存の拙宅が食い込んだ様になりますが、将来問題発生リスクと想定される問題と対策は？

### (4) 造成工事中に想定される騒音・振動・粉塵・臭気等々の概要と防止・軽減対策は？

☆ 駐車場工事と称して造成工事を実施した際、当初、工事中の騒音・振動で自宅に居る事ができず別場所に外泊・避難したが、何一つ謝罪の言葉すら無かった。

### (5) 造成工事への提案(2/18 上記説明後に現地を視察させていただいて思い付きをお伝えした。)

- ① 拙宅と隣家に面する擁壁の廃止 ⇒ 一段高くなっているエリアを下げ、その他エリアとほぼ同レベル化【想定メリット】
  - a. 擁壁の撤去後の新設工事が不要になる。  
⇒ 工事費用の削減+騒音・粉塵等の工事公害の軽減+工期短縮
  - b. 宅地の配置・区割りの自由度が向上する。
  - c. 新設する宅地間の高低差が大幅に緩和され、プライバシー問題等の発生が抑制される。
  - d. 隣接する既存住居との高低差が大幅に緩和され、プライバシー問題等の発生が抑制される。
  - e. 名神高速道路の騒音が軽減される。\*音は標高の高い方へ上がる。
- 【想定デメリット】
- f. 平面化工事費用 ⇔ 擁壁関係工事費
- g. 平面化の際に産廃発生リスク(埋設物が不明) ⇔ 擁壁に関わる産廃発生
- h. 再設計、届出関係

| No. | 回答の内容   |
|-----|---|
| 9   | <p>Q1について<br/>1.今回の見解書を回答とさせていただきます。</p> <p>Q2について<br/>2.市に提出しております説明報告書は2月18日の個別訪問時の議事録となっておりますので、2月22日の説明会時にお預かりした(5)の擁壁提案については記載しておりません。</p> <p>Q3について<br/>3.今回の見解書を検討した返答とさせていただきます。</p> <p>Q4について<br/>4.特に欠落等無いと判断致しましたので相互確認を取らず提出いたしました。配慮が足りず申し訳ございませんでした。</p> <p>Q5について<br/>5.ご指摘ありがとうございます。P.D.C.Aサイクルを繰り返し、環境に配慮するよう努めてまいります。</p> <p>Q6について<br/>6.市へ提出している説明報告書内の環境まちづくりの概要(1)という書類をご参照ください。また、自治会へも同様の書類を提出いたしますので、ご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>Q7について<br/>7.今回の計画は周辺環境を鑑みて、初期の計画と比べて擁壁の高さは低くなっておりま<br/>す。<br/>いただいたご意見を元に再度検討を重ねましたが、土地の有効利用や費用の面もあり、現状の計画で進めていくこととなりました。</p> <p>Q8について<br/>8.事業主、設計者、施工業者が連携して検討し、回答させていただきます。</p> <p>Q9について<br/>9.集会を開催することは出来かねます。ご了承ください。再意見書、もしくは個別での対応をさせていただきます。</p> <p>Q10について<br/>10.意見書のやり取り以降にもご意見等ある場合には個別に対応させていただきます。</p> <p>Q10(2)について<br/>(2)2月18日の個別訪問時に、担当者より謝罪・説明させて頂いている認識でございました。改めて工事中にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。</p> <p>別紙<br/>(1)拙宅と接する擁壁に関して<br/>①自然災害による損壊、倒壊が発生しないよう、十分な強度で設計致します。<br/>②宅地造成工事を起因とする不具合が生じたことが明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。</p> |

| No | 回答の内容  |
|----|--|
|    | <p>(2)擁壁上の折板フェンスに関して</p> <p>①宅地造成工事中に撤去いたします。</p> <p>②プライバシーに配慮して、建物設計を行います。また、建築の際に事業主が変わる場合には、引き継ぎし対応いたします。</p> <p>③撤去いたします。</p> <p>(3)拙宅と隣接する事になる宅地に関して</p> <p>①プライバシーに配慮して、建物設計を行います。近隣騒音につきましては、低層戸建住宅を計画しており特別な騒音は発生しないと想定しております。</p> <p>②擁壁下の側溝で雨水を受け、流出しないよう対策いたします。</p> <p>③転落防止のため、フェンス等を設置する計画を進めていきます。</p> <p>④現時点では問題ないと認識しております。</p> <p>(4)造成工事中に想定される騒音・振動・粉塵・臭気等々の概要と防止・軽減対策は？</p> <p>宅地造成工事中の騒音、振動に関しましては重機の適正配置、低騒音型を使用する等して、配慮させていただきます。また、騒音・振動計を設置し騒音、振動に注意して作業いたします。</p> <p>宅地造成工事中の粉塵、臭気に関しましては、散水等による現場養生を徹底し粉塵、臭気の発生を軽減するように努めてまいります。</p> <p>(5)造成工事への提案</p> <p>今回の計画は周辺環境を鑑みて、初期の計画と比べて擁壁の高さは低くなっております。</p> <p>いただいたご意見を元に再度検討を重ねましたが、土地の有効利用や費用の面もあり、現状の計画で進めていくこととなりました。</p> |

意見書・再意見書

2020年4月6日

吹田市長宛

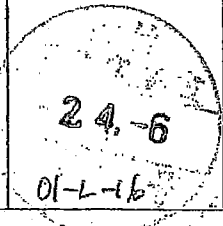
住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |   |       |             |   |
|---------|---|-------|-------------|---|
| 開発事業の名称 | 吹田市原町計画   |       |             |   |
| 事業区域の位置 | 吹田市 原町2丁目2777-1   |       |             |   |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |       |             |   |
| 意見の内容   | 弊社は、平成30年6月頃から上記事業区域の位置(以下事業地という)からの雨水の侵入に悩まされているため、開発業者が決まり、開発申請がなされれば、弊社に挨拶に行くように指導することを、平成30年7月頃に開発審査室に依頼していたところ、令和元年1月6日に開発審査室の朝井氏から「申請がなされたので、申請者の代理人に隣接地の [REDACTED] へ挨拶に行くよう指導した」旨の報告を受けている。しかし、いまだにきていない。朝井氏から指導を受けたことを承知しているか、またこのような簡単な指導にも従えないのに、開発行為等の複雑な指導に従えるのか、あるいは指導に従う意思がないのか。承知している・していない、従える・従えない、意思がある・意思がないで見解をお示してください。 |       |             |   |
| ※受付年月日  | R1 年12月9日   | ※受付番号 | 第 01-L-16 号 | ※受付印<br> |
| ※備考     |   |       |             |   |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。



意見書・再意見書

2020年4月6日

吹田市長宛

住所

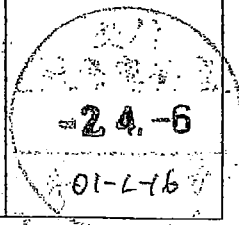
氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |   |       |         |      |
|---------|---|-------|---------|------|
| 開発事業の名称 | 吹田市原町計画   |       |         |      |
| 事業区域の位置 | 吹田市 原町2丁目2777-1   |       |         |      |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |       |         |      |
| 意見の内容   | <p>以下の意見に対する見解は具体的に記載してください。「調査します」「役所の指導に従います」「意見を参考にします」「計画中です」等の具体性に欠ける見解は示さないでください。具体的な見解が無いと再意見書が作成出来ません。市役所の方は再意見書の趣旨を踏まえ、見解書として受け付けず、具体的内容の記載を指導して下さい。</p> <p>関係住民一覧【個別訪問により説明】の [ ]、 [ ] ですが、土地所有者(以下地主という)と建物所有者兼入居者(以下借地人という)で構成されています。3月24日、大規模開発事業構想の経過書に説明会等の説明報告書(以下報告書という)の提出があった旨が公表されたので、地主に説明等について確認したところ説明を受けていないという報告を受けました。さらに、3月26日に報告書の閲覧を行ったところ、報告書では、地主に対し説明を行い、質疑は「特になし」と表記されていました。市役所の担当者にこの件を連絡し、説明担当者に確認してもらおうと、関係住民でない別人に間違っ説明をしたとの返答を得ました。</p> <p>① 虚偽の報告書を作成したのではありませんか？ 実際に別人へ説明を行ったなら、行った証を具体的に示してください。</p> <p>② 土地所有者、建物所有者、入居者がそれぞれ別の場合、入居者以外は不動産の謄本等で調査しますが、本人の確認はどの様に行っていますか。チェック体制の組織図と共に具体的に示してください。</p> <p>③ 改めて地主に説明を行ったとしても報告書自体に重大な瑕疵(説明を行ったか否かの報告書に、説明を行っていないのに行ったと記載した)があり、報告書は無効だと思えますがいかがですか。</p> |       |         |      |
| ※受付年月日  | R1年2月19日  | ※受付番号 | 第 号     | ※受付印 |
| ※備考     |   |       | 01-L-16 |      |



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

2020年4月6日

吹田市長宛

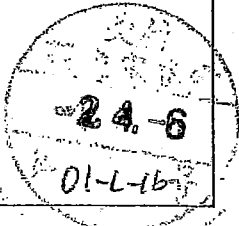
住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |  |       |   |
|---------|--|-------|---|
| 開発事業の名称 | 吹田市原町計画  |       |   |
| 事業区域の位置 | 吹田市 原町2丁目2777-1  |       |   |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |       |   |
| 意見の内容   | <p>以下の本意見書へは「承知している」「承知していない」で見解を示してください。「承知していない」の場合は、本意見書で「承知した」「承知しない」で見解を示し、さらに「承知しない」の場合は、その理由及び根拠を具体的にお示し下さい。「調査します」「役所の指導に従います」「意見を参考にします」「計画中です」等の具体性に欠ける見解書は提出しないでください。見解では無く途中経過に過ぎません。市役所の方にも見解書として受け付けず、具体的内容の記載を指導して下さい。</p> <p>① 上記事業区域の位置(以下事業地という)は、約50年前に吹田市のゴミの最終処分地で、現在も当時のゴミが残っていることを承知しているか</p> <p>② 事業地の前使用者である木工会社が約20年前に中型焼却炉を設置し、廃材を焼却処分していたことを承知しているか</p> <p>③ 数年前に上記ゴミが原因で、メタンガスが発生し、自治会と吹田市危機管理室が中心となり道路舗装を通気性のある舗装するなどの対策を行った事を承知しているか</p> <p>④ プラザ千里山の東側の分譲地の造成は、[REDACTED]が施工し、上記ゴミを排出したにもかかわらず、上記メタンガスが発生したことを承知しているか</p> <p>⑤ 前所有者が土壌汚染対策法に基づいてボーリング調査を行い、基準値を越える数値が出ていたことを承知しているか</p> <p>⑥ ①のため、地盤が軟弱で前回貴方が行った駐車場造成工事の振動で近隣の建築物に損害を与えたことを承知しているか</p> |       |   |
| ※受付年月日  | 20年12月19日  | ※受付番号 | 第 号<br>01-L-16  |
| ※備考     |  |       | ※受付印<br> |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

2020年4月6日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

|         |  |       |                         |
|---------|--|-------|-------------------------|
| 開発事業の名称 | 吹田市原町計画  |       |                         |
| 事業区域の位置 | 吹田市原町2丁目2777-1   |       |                         |
| 予定建築物   | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |       |                         |
| 意見の内容   | 以下の意見に対する見解は具体的に記載してください。「調査します」「役所の指導に従います」「意見を参考にします」「計画中です」等の具体性に欠ける見解は示さないでください。具体的な見解が無いと再意見書が作成出来ません。市役所の方は再意見書の趣旨を踏まえ、見解書として受け付けず、具体的内容の記載を指導して下さい。   |       |                         |
|         | ① 工事期間中の雨水の排水計画を工事の段階ごと(例えば造成中の造成位置毎、擁壁築造中など)必要な工程毎に具体的に示してください。<br>② 事業地の地下に埋まっている吹田市のゴミの処理をどうするか具体的に示してください。<br>③ 事業地内に有った中型焼却炉の為、地中が汚染されています。中型焼却炉跡の汚染状況及び対策を具体的に示してください。<br>④ 造成計画平面図の6-6断面の西側はブロック積になっています。ブロックにした理由とブロックで良い理由を示してください。(申請の必要が無い理由にはなりません。)<br>⑤ 造成計画平面図の西側隣接地に擁壁を造る場合、水抜き穴からの縛り水の排水計画を具体的に示して下さい。(商習慣では、敷地内で処理します。)<br>⑥ 造成計画平面図の6-6断面の西側6号地の宅地内で約80cmの高低差があります。住宅を建築する場合、GLは高い方に合せるのか、低い方に合せるのかを示し、高い方に合せる場合、擁壁の高さと種類(L型擁壁、重力式擁壁、間知ブロック)を具体的に示してください。 |       |                         |
| ※受付年月日  | 20 年 12 月 19 日   | ※受付番号 | 第 号<br>01-L-16          |
| ※備考     |  |       | ※受付印<br>24-6<br>01-L-16 |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

吹田市長宛

2020年4月6日

住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあつては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の  
とおり 説明報告書に対する意見書 第1項  
見解書に対する再意見書 第3項 を提出します。

|                       |   |       |     |      |
|-----------------------|---|-------|-----|------|
| 開 発 事 業 の 名 称         | 吹田市原町計画   |       |     |      |
| 事 業 区 域 の 位 置         | 吹田市 原町2丁目2777-1   |       |     |      |
| 予 定 建 築 物             | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |       |     |      |
| 意<br>見<br>の<br>内<br>容 | 以下の意見に対する見解は具体的に記載してください。「調査します」「役所の指導に従います」「意見を参考にします」「計画中です」等の具体性に欠ける見解は示さないでください。具体的な見解が無いと再意見書が作成出来ません。市役所の方は再意見書の趣旨を踏まえ、見解書として受け付けず、具体的内容の記載を指導して下さい。  |       |     |      |
|                       | <p>⑦ 大阪北部地震以降、ブロック塀の安全性について指摘されています。造成計画平面図の西側境界に擁壁を構築し、擁壁上にブロック塀を設置する場合、法令を遵守した具体的な施工方法を示して下さい。(アンカーボルトでの施工は法令違反になります。)</p> <p>また、擁壁上にブロックを設置するか否かを、建築主(土地の購入者)の意向とする場合は、建築主が法令違反に問われないように対策を行うか否かの見解を示し、行う場合はその具体的な対策を、行わない場合はその理由を具体的に示して下さい。</p> <p>⑧ [REDACTED] 資材置き場での重機と車両の振動と音、排気ガス及び駐車場の契約者の車両の音と排気ガスについて分譲相手に説明し、分譲相手から了解を取り、分譲相手毎にその証を頂きたい。その説明内容と方法を具体的に示して下さい。</p> |       |     |      |
| ※受付年月日                | 年 月 日   | ※受付番号 | 第 号 | ※受付印 |
| ※備 考                  |   |       |     |      |

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

| No | 回答の内容  |
|----|--|
| 10 | <p>1.承知しております。2月18日には一度挨拶もかねて、説明、訪問させていただいております。また、今後の役所からの指導にも従います。</p> <p>2-①.その説は大変ご迷惑をおかけいたしました。土地所有者様の住所を調べさせて頂き、訪問説明させて頂いたつもりでしたが、慣れない土地で所有者様のご自宅を見誤り、第三者である別の近隣の方のご自宅へ訪問して説明を行っていました。虚偽の報告書を作るつもりはございませんでした。今後はこのようなことが無いよう努めて参ります。</p> <p>②.株式会社ウィルから委任を受けたイーアクシスプロデュース株式会社の担当者が土地の登記情報から住所を調べさせて頂きました。その後、上席へ確認を取り、現地を訪問させて頂きました。</p> <p>③.後日土地所有者様へ改めて説明を行い、市役所へも議事録提出し、報告いたしました。</p> <p>3-①.周辺一帯が最終処分地であったこと及び、ゴミが残っている可能性があることは承知しています。</p> <p>②.中型焼却炉については、前所有者からも説明を受けていませんし、資料等もございませんので承知しておりません。近隣の方からお話は伺いました。</p> <p>③.承知しています。何を起因としているかは確認しておりません。</p> <p>④.承知しています。過去にゴミを排出していたかどうかについては承知しておりません。</p> <p>⑤.承知していません。役所へボーリング資料を出したと話を伺いましたが、役所に確認してもそのような資料はございませんでした。</p> <p>⑥.承知しております。駐車場整備工事を起因とする不具合が生じたことが明らかになった場合、個別にて対応させていただきます。</p> <p>4-①.雨水排水計画の協議がまだ行われておらず、工事内容が未定になっております。</p> <p>②.ゴミの所在、量等確認は取れておりませんが、ゴミが発見された場合には役所と協議を行い、適正に処分いたします。</p> <p>③.中型の焼却炉があったことは確認していませんので、焼却炉を起因とする汚染状況も認識しておりません。</p> <p>④.隣地境界を明確にするために、ブロック積として、申請致します。</p> <p>⑤.現時点で西側擁壁に水抜きは計画しておりません。雨水は敷地内で処理いたします。</p> <p>⑥.GLの高い方へ建築予定ですが、擁壁は作りません。</p> <p>⑦.擁壁上のブロック工に関しましては、法令を遵守し、施工いたします。</p> <p>⑧.説明はいたしますが、文書での提出は致しかねます。ご了承ください。</p> |